# 「2024年度 会津大学海外中期留学支援事業」派遣学生募集要項

#### 1 趣旨

本事業は、グローバル推進本部 国際戦略室(以下、国際戦略室)が構築した海外とのネットワークを活用し、海外協定締結校大学・研究機関において海外中期留学をする優秀な学生を助成する。このことにより、世界を視野に入れた教育・国際水準の研究機会を充実させ、国際的視野を持った優秀な人材を育成及び輩出し、本学の国際競争力の一層の向上を図る。

### 2 事業概要

原則として、本学と交流協定や覚書を締結している海外の大学・研究機関等(以下、「派遣先」という)で単位取得、研究、インターンシップを行う学生に対し、研修費用の一部を支援する。また中期留学に対する大学支援は、学部・大学院を通して在学中 1回限りとする。なお、本学からの滞在に関する経済支援期間は最大90日間とし、日本学生支援機構の支援期間は最長1年間とする。また、帰国後に研修成果を発表する。

### 3 募集人数

最大6名

- 4 留学先・留学期間(以下の留学先、期間のいずれかを選択)
  - (1) ローズハルマン工科大学(アメリカ)
    - ・2024年8月末から2025年7月(3か月間、6か月間、もしくは1年間)
  - (2) オストバイエルン・レーゲンスブルク応用科学大学 (ドイツ)
    - ・2024年8月末から2025年8月(6か月間、もしくは1年間)
  - (3) デュッセルドルフ専門大学 (ドイツ)
    - ・2024年9月から2025年8月(6か月間、もしくは1年間)
  - (4) カールスルーエ応用科学大学(ドイツ)
    - ・2024年9月から2025年8月(6か月間、もしくは1年間)

派遣先で単位を修得後、科目によっては、教務委員会の承認をもって本校の単位として認定することができる。

派遣先でのインターンシップについては、現地のインターンシップフェアなどのイベントに積極的に参加し、学生自身で機会を得るものであり、インターンシップ先が確約されているものではない。

#### 5 応募資格及び要件

- (1) 2024年度中において、本学の学部生又は大学院博士前期課程に在学する学生(正規課程) で、学業及び研究成績が優秀なこと。ただし、本学大学院進学予定者以外の学部4年生、本学大 学院博士後期課程進学予定者以外の博士前期課程2年生を除く。
- (2) 留学生の応募も可能だが、日本人学生が優先される。留学生に対する本学からの経済支援は無しとする。
- (3) TOEFL、TOEIC、IELTS、Dualingo等の語学試験の成績証明書を提出すること。
- (4) 心身ともに派遣先における学業・生活に支障がないこと。
- (5) 研修の成果を本学及び地域における国際交流活動等に、積極的に還元しようとする意欲があること。
- (6) 採用された場合は、所属・学年・氏名・研修計画をホームページ等に掲載することを了承すること。
- (7) 採用された場合は、事前オリエンテーション、国際交流活動に参加すること。
- (8) 帰国後、及び、派遣期間が90日を経過後、報告書を提出すること。なお、報告書はホームページ等に掲載する。
- (9) 帰国後に開催する発表会で、学習・研究成果や交流活動等について発表すること。
- (10) 採用された場合は、自己責任により協定大学の教職員との調整を主体的に行うこと。
- (11) 本学からの助成金の他に、日本学生支援機構の奨学金を希望する場合、以下の要件を満たす必要がある。

- ・単位取得を目的とするプログラムであること。
- ・日本国籍を有する者又は、日本への永住が許可されている者。
- ・家族の世帯収入が日本学生支援機構の基準に合致すること。(別紙参照) 大学にて確認するため、採用が決定次第、速やかに所得証明書を提出すること。
- ・日本学生支援機構の独自の算出方法による成績基準を満たすこと。 (別紙参照) 成績基準の算出については、表中のパターン2で換算すること (D・Fは0ポイントとなる)。
- (12) アメリカ合衆国内の大学に留学する場合には、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹の免疫を有する書類の提出が求められるため、母子手帳の写しを準備すること。これまでの予防接種の実施状況により、渡航前に予防接種を受ける必要がある。また、現地で追加の予防接種を受けるよう指示される場合がある。(追加予防接種、英語での診断書作成等費用は自己負担)
  - その他「HEALTH DOCUMENTS」の提出が求められるため、下記の点に注意すること。
  - 1) 学内で実施する4月の健康診断、5月の内科健診を受診すること。
  - 2) 健康診断書、予防接種履歴の記載、追加の予防接種証明書等を英語で提出することが求められる。
  - 3) 保健室のWebsiteも確認してください。

#### 6 支援対象費用

次に定める費用について大学より上限の範囲にて支援する。なお、採用内定日より前に発生する 費用、及び、滞在が90日を超えた期間の滞在費は支援対象とならないので注意すること。

#### (1) 交通費

- ・海外航空券はエコノミークラスとし、上限13万円を大学が支援する。また、出国、帰国時の 国内交通費は自己負担とする。
- (2) 滞在費 (最大90日間)
  - ・派遣先大学の学生寮費、もしくはアパート代等の滞在費(滞在90日分の13万5千円を上限)を支援する。派遣期間中に途中帰国を余儀なくされた場合は、日割り計算とする。
- (3) その他学長が必要と認めたもの

## 7 応募方法

本事業に応募する学生は、学生課 国際係に次の応募書類を提出すること。

# 【応募書類】

- (1) 申請書-1 (所定の様式を使用し、留学を希望する学習・計画内容等について英語で記載のこと)
- (2) 申請書-2 (所定の様式を使用し、現在までの主な活動と今後の計画について英語で記載のこと)
- (3) 語学能力証明書(申請締切日より2年以内に受験した、TOEFL又はTOEICの成績証明書、又は、TOEFL、TOEICの得点に換算できる、よく知られた他の英語試験の成績証明書)
- (4) 指導教員推薦書 (厳封したもの)

※教員推薦書は指導教員でなくても可能。ただし、学力や成績等について意見を求めることの出来る教員に依頼すること。入手不可能な場合には、事前に学生課国際係にその旨を知らせること

#### 8 選考及び結果通知

選考及び結果通知は、次により行う。

(1) 応募書類を参考に国際戦略室が一次選考を行い、その結果を応募者に通知する。一次選考に通過した応募者は、派遣候補生として登録される。

※ローズハルマン工科大学を派遣先に希望する学生は、一次選考後、派遣先が指定する語学試験 を本学で受験する必要がある。

- (2) 国際戦略室、学生部、語学研究センター等による一次選考通過者への面接を英語で行う。
- (3) 派遣先で留学が認められた学生に対し、学生課 国際係が採用候補者を学生部長に提出し、採用者を決定する。
- (4) 最終的な選考結果を一次選考通過者に通知する。

- 9 支援対象外費用
  - (1) 査証取得に係る諸費用
  - (2) 海外旅行保険料

本学の中期留学支援事業に参加する学生は、いかなる理由にかかわらず本学の指定する海外旅行保険に加入すること。また、更なる補償内容や個別に保険会社の指定を希望する場合は、別途加入すること。

(3) 派遣先大学における医療保険及び予防接種にかかる費用

会津大学義務付け保険加入と併せて、必ず現地保険への加入が必要

- (4) 派遣先大学における学生活動費、ノートパソコンレンタル費等の雑費
- (5) 生活費(食費、お土産、現地での交通費等)
- (6) 教材費
- (7) 海外留学期間中の危機管理対策として、海外留学安全対策協議会(JCSOS)の保険加入費用

## 10 支援額及び支払い

- (1) 予算の範囲内で助成額を採用者ごとに決定し、支援予定額を採用者に通知する。
- (2) 支援金の支払いは、帰国後の報告書、又は90日経過後の中間報告書の確認後におこなう。このため、支援金額の確定に必要な領収書や航空券等の証拠書類を必ず保管し、上記報告書と併せて学生課 国際係へ提出すること。証拠書類がない費用については支援しない場合があるので注意すること。
- 11 今後のスケジュール (予定)

説明会: 2月7日、2月14日

・募集締切: 4月 10日 17:00まで

·一次選考(書類): 4月 12日

・面接: 5月中旬 ~・最終決定: 5月下旬 ~

渡航準備開始:6月上旬 ~

渡航開始: 8月末 ~

### 12 派遣決定の取消と研修の中止

本事業の期間中に次のいずれかに該当する事態が生じたときは、採用決定の取消又は研修の中止を行うことがある。この場合、助成額の全部又は一部の返納を求める場合がある。

- (1) 申請事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 派遣先において、勉学、健康、生活態度等の面で不都合があったとき、および懲戒処分等を受ける
- (3) 本学を退学したとき
- (4) 感染症の拡大等、安全確保の困難などやむを得ない事情により、本学が研修中止と判断したとき
- (5) 渡航前の準備等が不十分であると判断したとき
- (6) 自身の都合で採用を辞退する場合、辞退手続きに係る諸費用、支払済の費用は原則自己負担とす。

# 13 問い合わせ先

会津大学 学生課 国際係 (月)~(金)8時30分~17時

 別紙:日本学生支援機構 奨学金受給要件

#### [受給資格]

日本国籍を有し、下記の家計基準、成績基準を満たす者。

#### 「家計基準]

V-101-201-3						
世帯人数	通学形態	給与所得(注1)<収入 金額>	給与所得以外(注2) < 所得金額>			
2人	自宅	1,039万円以下				
	自宅以外	1,086万円以下				
3人	自宅	1,012万円以下	604万円以下			
	自宅以外	1,059万円以下	651万円以下			
4 人	自宅	1,096万円以下	688万円以下			
	自宅以外	1,143万円以下	735万円以下			
5人	自宅	1,314万円以下	906万円以下			
	自宅以外	1,408万円以下	1,000万円以下			

(注1) 給与所得者 : 源泉徴収票の支払金額 (注2) 給与所得以外:確定申告書等の所得金額

#### [成績基準]

在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数(以下の[成績評価係数の算出方法例]をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。)が3.0点満点で2.30以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。

### [成績評価係数の算出方法例]

下記の表(パターン2)により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)



成績評価							
4段階評価(パターン1)	_	優	良	可	不可		
4段階評価(パターン2)	_	A	В	С	D/F		
4段階評価(パターン3)	_	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下		
成績評価ポイント	3	3	2	1	0		

## (計算式)

(「評価ポイント3の単位数」×3)+(「評価ポイント2の単位数」×2)+(「評価ポイント1の単位数」×1)+(「評価ポイント0の単位数」×0)/総登録単位数

(日本学生支援機構 2023年度海外留学支援制度(協定派遣)事務手続きの手引きより抜粋)